

6 保管基準（運搬されるまでの保管）

6.1 産業廃棄物保管基準

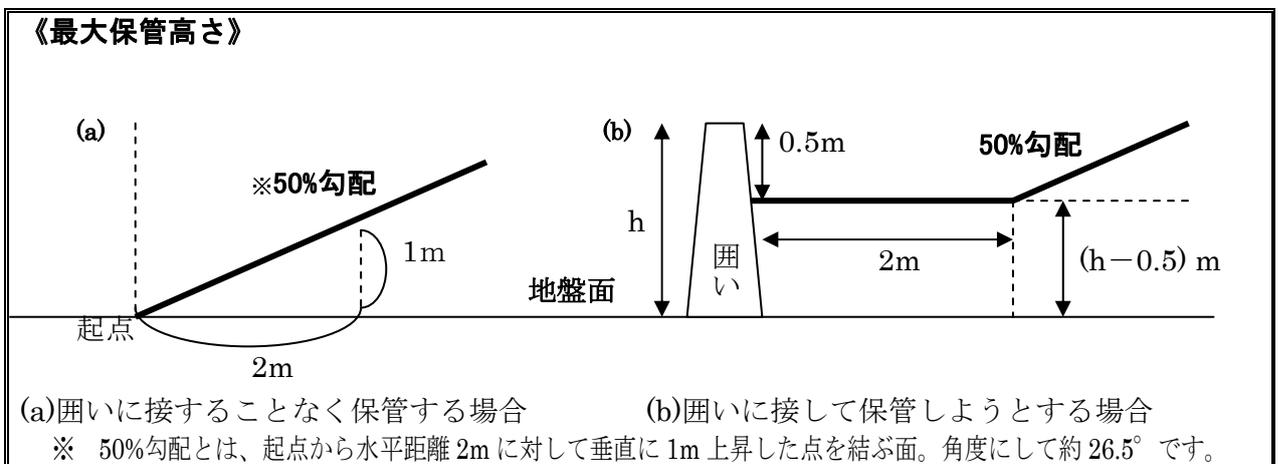
事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準（以下に掲げる技術上の基準のこと。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなくてはなりません。（法第12条第2項、規第8条）

- ◆**周囲に囲い**（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。）が設けられていること。
- ◆見やすい箇所に次に掲げる要件を満たした**掲示板**が設置されていること。

<p>《産業廃棄物の保管場所の掲示板の要件》</p> <p>◇縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。</p> <p>◇表示事項</p> <p>①産業廃棄物の保管場所である旨</p> <p>②保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>④屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、下記の「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高のもの</p> <p style="text-align: right;">※右図は表示例です。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">①産業廃棄物保管場所</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">②廃棄物の種類</td> <td>金属くず 廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td>③管理者の氏名又は名称及び連絡先</td> <td>△△工業(株) 担当: 横浜太郎 横浜市〇〇区××1-2 TEL:045-123-4567 (内線 1234)</td> </tr> <tr> <td>④最大保管高さ</td> <td style="text-align: center;">1.5m</td> </tr> </table>	①産業廃棄物保管場所		②廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類	③管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△工業(株) 担当: 横浜太郎 横浜市〇〇区××1-2 TEL:045-123-4567 (内線 1234)	④最大保管高さ	1.5m
①産業廃棄物保管場所									
②廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類								
③管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△工業(株) 担当: 横浜太郎 横浜市〇〇区××1-2 TEL:045-123-4567 (内線 1234)								
④最大保管高さ	1.5m								

- ◆保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
- ◇産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ◇屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次に掲げる場合に依りて定められた高さを越えないようにすること。

(a) 囲いに接することなく保管する場合	囲いの下端から勾配50%以下
(b) 囲いに接して保管しようとする場合	囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



◆その他必要な措置

- ◇保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

◇ 石綿含有産業廃棄物にあつては、次の措置を講ずること。

- (1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置を講ずること。
- (3) 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示すること。

6.2 特別管理産業廃棄物保管基準

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準（以下に掲げる技術上の基準のこと。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなくてはなりません。（法第12条の2第2項、規8条の13）

- ◆前ページ「6.1 産業廃棄物保管基準」の内容（ただし、「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替えること。）
- ◆特別管理産業廃棄物が他の廃棄物と混合するおそれのないように**仕切りを設ける**など必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれがない場合は除く。
- ◆特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

種 類	基 準
廃油 ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物	容器に入れ密封すること等、廃油の揮発の防止のために必要な措置及び廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置
廃酸 廃アルカリ	容器に入れ密封すること等、廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置
ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食防止のために必要な措置
廃石綿等	梱包する等、廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置
腐敗するおそれのある 特別管理産業廃棄物	容器に入れ密封すること等腐敗防止のために必要な措置

（参考）《特別管理産業廃棄物の保管場所の掲示板の要件》

◇縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

◇表示事項

- ①特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
- ②保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、「産業廃棄物保管基準」の「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高のもの

※右図は表示例です。

①特別管理産業廃棄物保管場所	
②廃棄物の種類	引火性廃油
③管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△工業(株) 担当: 横浜太郎 横浜市〇〇区××1-2 TEL:045-123-4567 (内線 1234)
④最大保管高さ	